令和５年８月２５日　　開　会

令和５年８月２５日　　閉　会

第３回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第３回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年８月２５日（金）午後２時００分から午後３時３１分
２．開催場所　十日町市役所　保健センター　３階　集団指導室

３．出席委員
①農業委員　２３名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	15 番　佐藤　三代治	21番　根津　徳男
２番　村越　益男	10 番　村山　浩一	16 番　児玉　芳洋	22番　福嶋　恭子
３番　樋口　則雄	11 番　水落　孝夫	17 番　樋口　正州	23番　村山　太郎
４番　富井　公一		18 番　北村　公太郎	24番　吉楽　広志
５番　岩田　稔	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
６番　長谷川　東	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	

欠席委員　12番　髙橋　清一

②推進委員（招集委員　4名）

14番　金澤　拓男	24番　樋口　勝也	26番　鈴木　幸榮	30番　佐藤　一重

欠席委員　なし

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（18件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（8件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（8件）
報告第４号　農用地利用集積等促進計画について（1件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可書の取消申請について（1件）
議案第２号　農地法第５条の規定による許可書の取消申請について（1件）
議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について（13件）
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（8件）

（休憩：午後３時０５分から午後３時１５分）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第５号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（5件）
　　・再設定（8件）

日程第５　十日町市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）について
　議案第６号　十日町市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）について

その他

５．農業委員会事務局職員

本　　局	局　長	富井　悟	中　里事務所　主　査　上村　知誉
本　　局	農地係長	柳　秀人	松　代事務所　主　事　柳　裕子
本　　局	主　任	田村　聡子	松之山事務所　主　査　高橋　松由
川　西事務所	主　任	佐藤芽久実	

６．会議の内容
　別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　それでは、これより第３回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、12番委員より欠席の届けが出されております。したがいまして、24名中１名の欠席でございますが、在任委員の過半数が出席でありますので、第３回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。第３回総会議事録署名委員は、３番委員と４番委員の両名からお願いいたしたいと思います。あわせて、記録につきましては事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第１号から第４号までございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告願います。

【報告第１号～第４号説明】

村山議長　ただいま事務局より報告事項、第１号から第４号までございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では議事に進みたいと思います。

では、日程第３、議案第１号「農地法第３条の規定による許可書の取消申請について」１件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書10ページ、11ページの議案第１号をご覧ください。今月は農地法第３条の規定による許可書の取消し申請が１件ございます。

申請内容は、令和５年６月10日において売買による所有権移転について許可された案件ですが、物件を考え直したい、再考したいということで、今回許可

を取り消して、再度３条申請するものでございます。関連案件は、議案書13ページの受付番号62番になります。ご審議をお願いいたします。

村山議長　では、この案件について、担当委員、説明願います。

４番　　確認したところ、記載のとおり、物件を再考したいということでありました。その結果、今回３条申請が行われております。よろしくお願いします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では議案第１号「農地法第３条の規定による許可書の取消申請について」１件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この１件について取り消すことに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第５条の規定による許可書の取消申請について」１件の申請が出ております。この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　議案書12ページの議案第２号をご覧ください。今月は農地法第５条の規定による許可書の取消し申請が１件ございます。申請内容は、平成17年１月18日付で露天駐車場敷地として許可された案件ですが、露天駐車場敷地に転用することなく、畑のまま使っており、今回転用許可を取り消すものでございます。ご審議をお願いいたします。

村山議長　では、この案件については私の担当ですので、説明させていただきます。

この場所は、美雪町になります。当初、露天駐車場ということで譲り受けた方が、露天駐車場に転用せずに、ずっと農地として来たそうでございます。今度その方がその場所を処分したいということになって、現在も農地のままになっていますので、所有権移転の登記は終わったんですが、露天駐車場に転用が終わっていないので、一応地目変更はせず、そのまま、農地のままだったということで現在来ております。そんな関係で、今回新たな借受人が今後も農地で借り受けたいということになっているそうでございまして、ついてはこの転用

５条申請を一回取消し申請していただいて、後ほど今度３条申請で新たな借受者が、申請を出したいということのようでございます。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では改めて議案第２号「農地法第５条の規定による許可書の取消申請について」、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」13件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局説明お願いします。

事務局　議案書13ページの議案第３号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は13件ございます。いずれの案件も、農地法第３条第２項各号の境界要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第３号、６２番朗読】

村山議長　では、62番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　両者は親戚関係になります。譲受人に確認したところ、記載のとおり間違いないということでありましたので、よろしくお願いします。

村山議長　62番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では63番、説明願います。

事務局　63番、64番は、所有権の交換ということで、一括して説明させていただきます。

【議案第３号、６３番・６４番朗読】

村山議長　では、63番、64番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

７番　中里事務所で写真を確認させていただいた後で、63番につきましては譲渡人、64番につきましては譲受人に電話で確認いたしました。63番の畑につきましては、譲受人のすぐ隣に畑があります。記載のとおりで間違いありませんでした。お願いします。

村山議長　ただいま63番、64番につきまして説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では65番、説明願います。

【議案第３号、６５番朗読】

村山議長　では、65番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に確認できました。記載のとおり間違いございません。お願いいたします。

村山議長　65番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では66番、説明願います。

【議案第３号、６６番朗読】

村山議長　では、66番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

７番　　これも電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでした。お願いします。

村山議長　66番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では67番、説明願います。

【議案第３号、６７番朗読】

村山議長　では、この67番の案件は私の担当ですので、説明させていただきます。

これは、譲渡人の先代が以前に交換していたらしくて、それに気づかずに第三者に耕作してもらっていたと。それが、先代が亡くなった際に発覚して、今回きちっと手続するということでございます。以上です。

67番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では68番、説明願います。

【議案第３号、６８番朗読】

村山議長　では、68番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　本日、12番委員が欠席のため、代わって報告いたします。こちらの件につきましては、12番委員から電話をいただき、両者に確認を取ってあるということで、記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　68番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では69番、説明願います。

【議案第３号、６９番朗読】

村山議長　では、69番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　こちらの案件につきましては、両者に電話をしまして確認を取りました。記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、69番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では70番、説明願います。

【議案第３号、７０番朗読】

村山議長　70番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　こちらの案件も、12番委員の案件でございます。こちらも昨日電話をいただき、両者に確認は取れているということで、記載のとおり間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　70番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では71番、説明願います。

【議案第３号、７１番朗読】

村山議長　これ私の担当ですので、説明させていただきます。

この場所は、市道高山太子堂線沿いの建設会社の隣でございます。譲渡人が現在施設に入っていまして、いろいろと経費がかかるということで、その足しにしたいため、今回ここを処分したいということでございました。以上です。

この71番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では72番、説明願います。

【議案第３号、７２番朗読】

村山議長　72番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１１番　　この件につきまして、私も場所が分からないので、市役所のほうに行って、現地の写真と図面を頂きまして、８月23日、譲渡人、譲受人、両者ともに訪問による確認を行いました。記載のとおりで間違いがないことを確認しました。以上です。

村山議長　72番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議がないようでございますので、73番、説明願います。

【議案第３号、７３番朗読】

村山議長　では、73番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２１番　　両者に電話で確認しました。記載どおりで間違いございません。場所は、譲渡人の裏の畑でございます。住宅とあわせて譲受人が買って、畑は自分で耕作するということでございます。以上、よろしくお願いします。

村山議長　73番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようございますので、では74番説明願います。

【議案第３号、７４番朗読】

村山議長　では、74番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　　８月23日に両者に電話で確認いたしました。申請内容に相違はありませんとのことでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長　74番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」13件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この13件につきまして許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第３、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」８件の申請が出ておりますので、ご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明お願いします。

事務局　　17ページの議案第４号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は８件でございます。

【議案第４号、３８番朗読後、説明】

村山議長　では、38番の案件につきましては８番の私の担当ですので、説明します。

これは、住吉町のところに、先月の案件でしたか、整形外科が開院するということで、その駐車場の敷地ということでございます。実は、周りが宅地に囲まれている農地なんですが、私もうかつだったんですが、現場事務所が宅地の部分に建っていると思って見ていたのが、現地で確認したときに事務局担当者が、どうも農地のところへ現場事務所が建っているみたいですというようなことで、もう一度現地を確認したら、農地のところに鉄板を敷いて現場事務所が建っていたということでございます。ですので急遽、関係工事業者、申請業者、仲介業者を全部呼んで、どういうことなのかと事情を聴きました。申請業者は、工事業者に、農地には一時的なものであれ、現場事務所等を置く場合にはきちっと申請を出さなきゃ駄目なんだという話はしてあった。ところが、始末書の中にも出てきておりますが、営業担当から現場担当のほうにきちっとそういう旨の説明がなく、ここに至ったというようなことです。今日皆さんからご審議いただいて一応許可しようとなった場合でも、すぐ許可書は出さずに、きちっと現場事務所は移転して、農地に復旧、原状回復を確認後に許可書を渡すというようなことで、この場所が開業医さんの駐車場ということで、工期もある程度あるんで、何とか皆さんからご理解いただきたいということで、丁重な始末書を提出させました。その辺もまた皆さんからご理解いただきながらご審議いただきたいと思います。

この案件につきまして、皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

３番　　この案件にだけ伺うわけじゃないんだけども、必ず総会の議案の中に違反転用というのはがあり、今も説明があったように違反転用の内容は分かりましたとなる。ただ、違反転用というのは、相続の関係で分からなかったとか、いろいろあるんだけれども、悪質なものもあると思うんです。そんな中で、農地法では３年間の懲役または300万の罰金とか、法人の場合、一億円の罰金という罰則がありますが、十日町市の今までの違反転用の処分で、最終的には何かあれば刑事訴訟になるわけだけれども、どの程度までそういう厳しいところまで行った案件があるのか。県内でも違反転用案件というのは、毎年、相当数あるみたいなことを聞いていますので、県のほうでも刑事訴訟まで行ったという内

容のものもあるのかなとちょっと思ったんです。その辺を事務局から説明いただきたい。我々も違反転用で始末書を書けばいいんだと安易に考えているわけではないですが、厳しい法律なんだけれども、即懲役刑というわけにもいかない、非常に難しい面もあると思います。当然ながら農業委員会を通して市の指導とかもあるわけなんで、それに沿って是正されればいいわけなんですけれども。その辺も踏まえて、初めての委員の方もいらっしゃるんで、やはり十日町市の動向とか県の動向はどうなのかというのを教えていただきたいと思います。以上です。

事務局　市の違反転用の申請の件数等を、皆さんにお伝えできればなと思っております。昨年、令和４年度なんですけども、４月から翌年３月までの総会の内容をちょっと見てみたんですけども、農地法の４条ですと個人の申請の方が２件、それから農地法の５条の関係ですと個人の方が５件、それから業者関係が３件で、合計で８件ということで、４条、５条合わせますと10件、令和４年度は違反転用案件があったということでございます。その内訳としては、住宅、駐車場敷地関係のものが７件ございましたし、業者関係では残土捨場の関係が２件、それと資材置場の関係が１件ございました。

令和５年度に入りまして、どんなかなと思って見てみました。これも８月の総会までの分でございますけども、４条関係につきましては個人が３件です。５条関係が、個人が５件、業者関係が５件、合計10件ということで、まだ５か月しかたっていないんですけども、違反転用案件は去年の10件を上回って、今のところ13件ということになってきております。内容的には、大分前に違反転用していて、最近になって所有権移転絡みの関係があったりして、もともと農地だったところに何か作っていたんだねということで、所有権移転をする際に違反転用でしたということで上がってくるものが多いのかなというふうに感じております。

あと、新潟県内の実態としましては、令和４年度ですと、県全体では152件ほどあったというふうに聞いております。令和５年度について、まだ未集計中ということで、これがどうなるかというところなんですけども、私も農業委員会９年目に入ってきまして、新潟県で刑事罰まで行ったというのはちょっと聞いたことがないです。ただ、最近新潟県以外で、違反転用の案件で悪質だということで、刑事罰に進んでいる案件があったというのを何かの記事でちょっと見たことありますけども、そうそう重い処分というのはなかなかできないのか

なという状況です。

それで、市では今までどういう対応が一番多かったかというようなところは、会長、説明いただけますでしょうか。

村山議長　では、補足で説明させていただきますが、実は違反転用案件について、よその農業委員会さんはどういう取組をしていらっしゃいますかと聞くと、答えが返ってこないのが現状でございます。それで、私ども、以前は全員で農地パトロールをして、違反転用のところを見たりとか、そういうこともあったんで、毎年違反転用が何件あったか、県の上部団体に報告して、そのうち、例えば追認で解決した、あるいは是正措置を取らせて解決したとか、そういう報告を毎年上げています。

十日町は２件、まだ是正中というのと不法投棄絡みのところがなかなか解決せず、何年もたっているところがございます。しかし、五、六年前だったか、水沢地区の農振がかかった場所で６反歩ほど違反転用がありました。業者がその場所を転用して、国の補助金でプラントを建てたいということでやったときに、農振がかかって違反転用だと。でも、実はその以前、農業委員会でパトロールしたときにそこを見た経緯があったんですが、なかなか是正措置とかそういうことを、以前はほとんど忙しさに紛れてできていなかったという状況でした。そのとき初めて県の農業会議等に相談したり、また農振を外すには必ず現況を農地に戻して、それを確認できてからじゃないと農振を外せないということがありましたので、あのとき６反歩を一回全部農地にしていただきました。作物も作っていただいて、３年くらいしてから、その転用が上がってきたようなことがあります。十日町市農業委員会として、違反転用を是正させるために原状復旧させたというのは、きっとこれが最初だったんだろうと思います。それ以降、そういう対応を一回やりましたので、違反転用案件、例えば埋立てですとか、そういうところは全部農地に原状復旧していただいています。

それと、６月総会の案件ですとか、今回もそういうんですけれども、事前着工等は工事をストップさせたりしています。６月の案件は工事をストップさせ、一回撤去させて、農地としての原状復旧という形を取りました。よそに比べるとそういうふうに厳しくしている部分がありますが、一回そういう対応をやっているもので、ここはいいじゃないかというわけにいかないもので、そんな状況になっています。

長岡市や小千谷市が養鯉池の関係で、中越地震のとき、何か特例みたいなの

でやった後、養鯉池の違反転用が結構あったようです。それに対して県が指針を出したので、転用が出るようになったんだけれども、長岡市あたりは養鯉池で業者と訴訟一歩手前まで大分もめたりした案件があったというように私は聞いていますが、県内全体の中での違反転用について、どちらかというとなあなあの追認が多いようでございます。

よろしいでしょうか。今違反転用の件で説明をさせていただきましたが、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

（発言なし）

村山議長　特にないようでしたら、次の39番の案件、説明願います。

【議案第４号、３９番朗読後、説明】

村山議長　では、39番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　　８月21日に両者に電話をして確認をいたしました。翌日に事務局の職員と現地のほうの確認をさせていただきました。申請理由につきましては今ほど申し上げたとおりに、記載のとおりで間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　39番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では40番、説明願います。

【議案第４号、４０番朗読後、説明】

村山議長　では、40番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　40番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では41番、説明願います。

【議案第４号、４１番朗読後、説明】

村山議長　では、41番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　８月22日に両者に確認いたしました。間違いないとのことです。ただ、譲受人については、川西工場の代表者に確認いたしました。当日の８月23日なんですが、田麦の原に現場があるんですが、これで確認いたしました。記載のとおり間違いありません。

村山議長　41番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問

ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、42番、説明願います。

【議案第４号、４２番朗読後、説明】

村山議長　では、42番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　　８月21日に中里事務所の担当者と現地のほうを確認しました。場所は、田沢本村の国道117号の脇になります。両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでした。違反につきましては、譲渡人のほうがこちらにもう戻らないということで、処分したいということで発覚したということです。先代同士からのことだったので、よく分からなかったということでありました。大変申し訳ないということでありましたので、よろしくお願いします。

村山議長　42番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では43番、説明願います。

【議案第４号、４３番朗読後、説明】

村山議長　では、43番の案件につきまして、担当委員より説明お願いします。

５番　　８月22日、事務局の担当者と同行し、現地確認を行い、申請地等も記載のとおり間違いないことを確認しました。翌８月23日に両者で電話で確認を取っております。よろしくお願いいたします。

村山議長　43番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では44番、説明願います。

【議案第４号、４４番朗読後、説明】

村山議長　では、44番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　　この案件について、８月21日、両者に電話で確認したところ、間違いないということです。現場については、事務局職員と８月23日に確認しております。場所は、八箇の浅之平の農免道路の脇であります。以上です。

村山議長　44番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では45番、説明願います。

【議案第４号、４５番朗読後、説明】

村山議長　では、45番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２４番　　この方は本家、分家の関係にありまして、22日に本家である譲渡人に直接お会いして確認をいたしました。記載のとおり間違いないことを報告いたします。よろしくお願いします。

村山議長　45番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」８件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この８件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

これで大分時間も過ぎてきましたので、ここで一旦中断し、休憩を取りたいと思います。

休憩（１５：０５～１５：１５）

村山議長　では、これより議事再開いたしたいと思います。

日程第４、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画については、新規設定５件と再設定８件、計13件についてご審議お願いいたします。なお、本議案については事務局より議案の読み上げは行わず、順次担当委員から確認報告をいただき、後に一括してご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、指名された担当の委員さんは、担当の案件一括して説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（推）１４番　両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いないということでした。よろしくお願いいたします。

（推）２４番　本日、譲受人に確認したところ、間違いないというご回答をいただきま

したので、よろしくお願いします。

（推）２６番　受付番号191番、両者に訪問して確認いたしましたところ、記載に間違いないということでございました。

次、受付番号193番、これは電話と訪問いたしまして確認いたしました。記載に間違いありませんでした。よろしくお願いします。

（推）３０番　８月23日に両者に電話をいたしました。記載のとおり確認取れましたので、よろしくお願いします。

村山議長　ただいま各担当委員さんからの確認報告いただきましたが、この報告いただいた件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定について公告いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、日程第５、十日町市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局からお願いいたします。

事務局　今回の総会の資料と一緒に郵送させていただきました、左上に議案第６号と記載のある資料をご覧ください。まず、農地の適正化あっせん事業というのは、農地を売りたい、貸したい所有者と買いたい、借りたい耕作者を結びつけて、農地の流動化を進める事業でございます。この事業をするに当たって、あっせん後、譲り受ける方の名簿を作ったり、調書を作ったりして、推進委員の方の中からあっせん委員という方を指名してお仕事をしてもらったりと、そういった事業でございます。

まず、国、農林水産省が示しているあっせん基準というものがございまして、農業委員会があっせん事業を行う際は、国が示しているあっせん基準に沿った形で基準を定めて、県の認定を受ける必要があります。その定めた基準を変更する際も、県の認定が必要でございます。十日町市農業委員会は、平成18年４月にこの基準を作成し、県から認定を受け、その後、平成22年11月に１度だけ改正をしております。あっせんといいますと、農地中間管理機構の一括方式によるあっせんがございますけれども、十日町市農業委員会は過去にこのあっせ

ん事業を行ったことがありません。事業を行ったことはありませんが、基準を定めている以上、国の基準に沿った形で整えて、今後対応できるよう改正するものでございます。ご審議をお願いいたします。

村山議長　今事務局よりざっくりした説明がございました。どうでしょうと言うのもちょっとあれなんですが、以前からあったことはあったと。ただ、実際には、こういう農地の耕作者を探していただきたいとか、この近辺で農地を借りたいんだけども、貸してくれる人はいないでしょうかとか、そういうふだんの活動の中でそういう相談は今まで皆さん承知しながらやってきていたことだと思うんです。

７番　要は変更するということは、ちょっと時代に合わないようなところが出てきたから変更すると思うんで、その点をちょっと説明していただければいいと思うんですけど。

２０番　大きく変わったことというか

７番　そう。なので、一番今の時代合わないところとか、そういうところで言っていただければ分かりやすいと思うんですけど。

事務局　では、若干の補足なんですけども、一番上、表紙の下のほうにあっせんの順位ということで、第４条というのがございますが、その次のページをめくっていただきますと、ページの真ん中辺に（４）ということで、基盤強化法第19条云々ということで、ここに地域計画というものが追加をされております。これは前々から皆さんにもお話が出てきておりますけども、今後十日町市の地域計画を策定していこうということで作業を今進めておりますが、そういった関係のもので、その地域計画に農業を担う者というふうに位置づけられた人にあっせんをしていきましょうというようなことがここに追加されてきております。

あとは、その次の第６条なんですけども、６条の２番目ですか、あっせんを行うことを適当としない申出というのがあるんですけども、これはどういうことかということなんですけど、これは３ページのほうを見ていただいて、（１）、これに売渡しとか貸付けの相手方を指定して申出があった場合はあっせんとしないというようなことであったりとか、あっせんの申出以前に既にもう誰かしらが契約しているというのが分かると、これはもうあっせんの事業としてはやれませんよというようなことが書いてあったり、不動産業者等が介入していると分かると、もうあっせんのほうの事業では駄目ですねということになりま

す。

あとはもろもろの、長らく改正をしていなかった間にいろいろな法律が変わったりしまして、次の新旧対照表のほうを見ていただきますと、新旧対照表の一番最初、定義というところで、この辺の内容がごそっともう変更後は削られております。要は今まで細かく書いてあったんだけれども、なるべくシンプルに表現を変えたというようなところでございます。ほかのところもそういった感じで細かめに基準といいますか、書いておったんですけども、それをちょっとやんわりといいますか、シンプルに文章を変えていっているというところです。

その新旧対照表の12ページでしょうか、旧のほうを見ていただくと、そこに（２）、（３）、（４）とかございますけども、農地保有合理化法人とか、農地利用集積円滑化団体とか、農業者年金基金とか農業協同組合等とかと書いてありますけど、こういった団体はこの農地のあっせんとかをしておりませんので、ごっそりなくなってきているというところです。

農業委員会の状況として、こういった具体的な事業を特にしていなかったもので、国の改正だったり、県のほうの内容の改正等を見た中で、大分合ってきていないなというのが見受けられましたので、そういった部分を合わせるような形で、十日町市のあっせん基準というものをまた改正させていただきたいということで今回上げさせていただきました。

村山議長　このあっせんというのは、メリットとか何かあるのでしょうか。実際こういうあっせん基準って、策定していてもあんまり目にしたことがなかったですけども、メリットか何かあるんですか。

２０番　探したことはあるけど、あっせんしたことはない。探したというか、申出があって。

村山議長　結局今までだと、耕作者が耕作できなくなったから新たな耕作者を探してくれだとか、農地を処分したいから、買手を探してくれみたいな相談があっても、こういうあっせん委員を選定してなんていうことは今まで、少なくとも合併以降、全然ないんですよね。なので、ちょっと皆さんもぴんとこない部分もあるんですが、文言等、あるいは今度例えば円滑化団体とかいうのもなくなったから、そういう部分で現況に合わせての改定と言ったらいいんでしょうか。

事務局　改正。

村山議長　改正なんだそうでございますが、いかがでしょうか。特にこの件について分

からない点等があれば、後ほどまたご質問いただければ。

７番　　これでいいと思います。

村山議長　よろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　何かいろいろな問題、例えば農事調停だとか、そういうことは十日町市農業委員会でやったことがあったんですけども、こういう正式にあっせん基準にのっとってあっせん委員を選定してということは今まで恐らくなかったと思うんで。

では、一応この適正化のあっせん基準を改正するということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　では、そのように決定させていただきます。

一応これで予定の議事は全て終わりましたので、ここで第３回総会を終了させていただきます。